HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第1章 生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業の意義 : 横浜市における委託団体スタッフの意見から
Author(s)	高橋, 寛人
Description	2014～2017 年度日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B)（一般）研究成果報告書（課題番号 26285169) 第Ⅰ部 教育行政と福祉行政の連携および包摂的な学校づくり : 学習支援事業、高校内居場所カフェ、教育行政・福祉行政の連携とその課題
Citation	グローバル化時代における包摂的な教育制度 ・行政システムの構築に関する国際比較研究, 9-24
Issue Date	2019-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92535
Type	research report
File Information	0001_26285169.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第１章　生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業の意義
―横浜市における委託団体スタッフの意見から―

高橋　寛人

はじめに

本稿は、横浜市で行っている寄り添い型学習・生活支援事業について、委託を受けている事業者のスタッフが、この事業の意義や効果をいかに評価しているか、日々どのように子どもとかかわっているか、子どもとかかわる際に留意している点は何か、どのような支援者が望まれるかについて、意見をまとめたものである。

結論の概要をはじめに述べると、以下のようである。

第一に、この事業は、困窮家庭の子どもと継続的に関わることのできる場という大きな意義を持っている。学習・生活支援事業の最も大きな意義は、地域で支援を行う大人たちが、生活困窮家庭の子どもたちと定期的・継続的に関わる場ができたことである。困窮家庭の子どもたちのリスクに対応することにより、生活困窮の世代間連鎖を断ち切る可能性が広がった。

第二に、学習支援のためには居場所となることが必要である。学習・生活支援の必要な子どもたちの多くは自己肯定感、自己有用感の低い子どもたちである。ほめられるよりも、しかられたり否定的に扱われたことが多いので、大人に対して不信感を持っている子どもが少なくない。子どもたちが学習・生活支援の場に喜んで来るためには、子どもたちにとって居場所となることが必要である。

第三に、学習支援のためにも生活支援が不可欠である。子どもをかかえる生活困難家庭はひとり親世帯が多く、失業・雇用不安などの経済的困窮だけでなく、家族の疾病、障害、地域での孤立などで困難を抱えている。そこで、これらの困難への対応について、関係機関、関係者や、支援団体につなげることのできる団体が学習・生活支援に携わることが有効である。

すなわち、困難をかかえる子どもたちへの学習・生活支援事業によって、困窮家庭の子どもとの継続的な関わりの場ができるという点で画期的な意義があること、そして、この事業で日々子どもとかかわる支援者たちは、学習・生活支援の場となるためには居場所となることが必要であり、また、学習支援のためにも生活支援が不可欠であると認識しているのである。

Ⅰ　経緯

まず、寄り添い型学習・生活支援にかかわる人々の意見をまとめるに至った経緯を説明する。横浜市立大学子ども若者の居場所研究会では、2012 年より、金沢八景キャンパスを主な会場として研究会を開催してきた。実際にこども・若者の居場所づくりや支援・伴走

に携わっている人々に経験を語ってもらうもので､研究会というより報告･交流会である。とくにメンバーは決めず事前申し込み制もとらず､facebook で呼びかけると参加経験のある人々や関係者がシェアして広まり、興味を持った人が参加するという方式で、昨年までおよそ３か月に１度のペースで続けてきた。

この会合で、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に関わっている団体や、市の事業とは別に独自に学習支援を行っている参加者から、学習・生活支援事業について関係者が話し会う場がほしいという声が寄せられるようになった（2016 年２月まで、横浜市は学習支援と生活支援をあわせて「横浜市寄り添い型学習等支援事業」と呼んでいた)。

そこで、2016 年 2 月 22 日に「寄り添い型学習等支援を考える研究会」を開催した。この研究会には、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に携わっている NPO 等の団体に呼びかけて参加を要請した。事前にアンケートを送り、各事業所での学習等支援の実施状況・効果・課題等についてたずねた。アンケートの作成と集計は､「福祉と保健の生活課題を考える会」の岡田朋子代表に相談・依頼した。当時、学習等支援を行っていた事業所は、市内 18 区で各区１箇所、鶴見区と中区は各区内２箇所なので、市内合計 20 箇所であった。20 事業所中、１つを除く 19 事業所から回答を得た。ひとつの団体が複数の区の事業の委託を受けているケースがあるので、事業団体数は合計 12 である。研究会には 10 団体からの参加を得た。参加団体のスタッフ（大学生ボランティアは含まない）に意見を述べていただいた。

翌 2017 年も前年同様、１月にアンケートをとり、２月に研究会を開いた。2017 年１月の時点（2016 年度）で横浜市の委託を受けて学習・生活支援を行っているのは 24 箇所である。学習支援は 16 箇所、生活支援を行うものとして委託を受けた事業所は８箇所である。ただし、1 箇所は今年 1 月から始めたばかりなので実質 23 箇所、そのうち 21 箇所からアンケーへの回答があった。同じ団体が複数の箇所を運営するケースがあるので、運営団体数は 15 団体である。横浜市立大学での会合には、15 団体中 11 団体の参加を得た。このうち同じ区で学習支援と生活支援を同じ団体が受託しているケースが 1 箇所ある。

2016 年に行ったアンケートの回答と研究会での意見を整理して、最初の報告書としてまとめ、翌 2017 年に増補改訂版を作成し、横浜市立大学のホームページに掲載してインターネット上に公開した（『【2017 年増補改訂版】 横浜市寄り添い型学習・生活支援の検討―研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから―』横浜市立大学子ども若者の居場所研究会、2017 年 8 月。 http://www.yokohama-cu.ac.jp/ytog/contribution/research/contribution/ tt534t00000034bj-att/a1505801020296.pdf)。

報告書は、横浜市の寄り添い型学習等支援事業の運営委託を受けている法人で、支援に関わっているスタッフの意見をまとめたものである。アンケートの自由記述欄の回答、研究会での発言の中から、多数の意見や重要なものを引用して掲載した。本稿は、この報告書をもとに、重要点を中心に紹介する。

Ⅱ　横浜市の寄り添い型学習・生活支援事業とは

横浜市寄り添い型学習・生活支援事業とはどのようなものであろうか。従来、学習支援と生活支援の両方について「横浜市寄り添い型学習**等**支援事業実施要綱」が定めていた。しかし、2016 年 2 月に「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」(以下「学習支援要綱」)が、3 月に「寄り添い型生活支援事業実施要綱」(「生活支援要綱」)が定められて、学習支援と生活支援の規程が別になった。

学習支援要綱の第 1 条は次のようである。(傍点は引用者が重要箇所に付した。)

「この要綱は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのため、高等学校等への進学に向けた学習支援を実施する『横浜市寄り添い型学習支援事業』に関し必要な事項を定める。」

生活支援要綱の第 1 条は次のようである。

「この要綱は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して将来の進路選択の幅を広げ、生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施する『横浜市寄り添い型生活支援事業』に関し必要な事項を定める。」

つまり、学習支援要綱は「高等学校等への進学に向けた学習支援を実施する」のに対し、生活支援要綱は「基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施する」と、生活だけでなく学習支援の両方を含めている。

学習支援・生活支援とも、各区が民間法人等に委託して実施する(両要綱第 2 条)。運営法人の要件として、「児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績」を持つこととしている点が注目される(両要綱 3 条 2 項)。学習塾は除外されるであろう。学習支援の対象者は①中学生、②保護者、③「過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者」等である(学習支援要綱第 4 条)。生活支援要綱では、下線部の「中学生」が「小・中学生」となっている。つまり、①～③に加えて小学生が対象者になっている(生活支援要綱第 4 条第 1 項)。

なお、学習・生活支援の場では、お菓子などのおやつを提供するところがある。学習・生活支援要綱ではいずれも原則として「運営法人は、本事業の実施にあたり利用料等を徴収することはできない」が、「教材費・食材費等の実費相当分を利用者から徴収することができる」と定められている(第 14 条)。

以下、横浜市の寄り添い型学習・生活支援事業の運営委託を受けている法人で、支援に関わっているスタッフ(大学生ボランティアは含まない)の意見を見ていこう。

Ⅲ　福祉支援と教育支援が重複して必要な子どもたちとの継続的な関わりの場

研究会ではまず、学習・支援事業を実施してよかったと思える点をたずねた。回答の中で最も多く、最も重要であるのは、この事業によってリスクを抱えている子どもたちと継続的に関われるという点である。不登校や低学力、経験不足、孤立といった課題を抱えた子どもに、学校や家庭以外の場所で定期的に出会える機会ができてよかったという意見が多く出された。貧困家庭の子どもの学習支援を目的とする事業であるが、貧困家庭の子どもの多くが学習以外の支援も必要としている。学習支援のためには、まず生活上の様々な支援が求められるのである。スタッフの意見を見てみよう。(以下、引用は、スタッフの研究会での発言やアンケートの自由記述からの抜粋である。)

「福祉的な措置を受ける可能性が高い子ども、出会いたいと思っていた子どもたちに重点的に出会うことができる。その子たちが措置的ではなく地域で他の子どもと混じり合って育っていく環境を作れるかどうか。」「福祉と教育の両方の機能。今までそのようなものがなかった。今まで網にかからなかった子どもにアプローチ、支援できる。各法人の強みをいかした実践が行われていろいろなことができる。」

福祉的支援の必要な子どもたちに対する学習支援であるから、この事業を通じて福祉関係の団体と教育関係機関のつながりも生まれている。

「福祉関係機関・団体と教育関係機関・団体とのつながりができる。」「子どもに関わっている大人や機関、学校、家庭だけでなく医療、福祉関係者全体との関わりが大切。」「生活支援課のケースワーカーが最初の見学・面談で子どもの様子を聞いている。」「区役所の生活支援課の教育支援専門員、子ども家庭支援課と連携ができ、一人ひとりの子どもについてケースカンファレンスができるようになり、それ以外の事業についても連携ができ、子どもたちの今後についても別の支援にもつなげやすくなった。」

Ⅳ　学習支援のためには居場所づくり

アンケートでは、各団体が取り組んでいることがらを尋ねた。**図 1** がその結果である。回答のあった 21 団体中 17 団体が、「子どもにとって居場所となるような支援」に取り組んでいることがわかる。学習支援をするためにはまず、子どもにとっての居場所とすることが大切という意見が多く出された。

多くの子どもたちは、日々の生活で苦労をしている。学力が高い子どももいるが、例外である。不登校の時期を経験してきた子どもも少なくない。ほとんどの子どもは、勉強ができるようになりたいと思っていて、いままでそれぞれの子どもなりに努力してきたが、結果が出ず、勉強に対してあきらめの気持ちを持っている。タダで勉強を教えてもらえるからといって、喜んで勉強しに来る子は少数派である。例えば、泳ぐのが嫌いな人にスイミングスクールの無料券を配っても、スクールに来ない。クラッシック音楽が嫌いな人は、オーケストラの入場券をもらってもコンサートに行かない。

図１：取り組んでいる事項（複数回答）　　2017 年 1 月 31 日現在

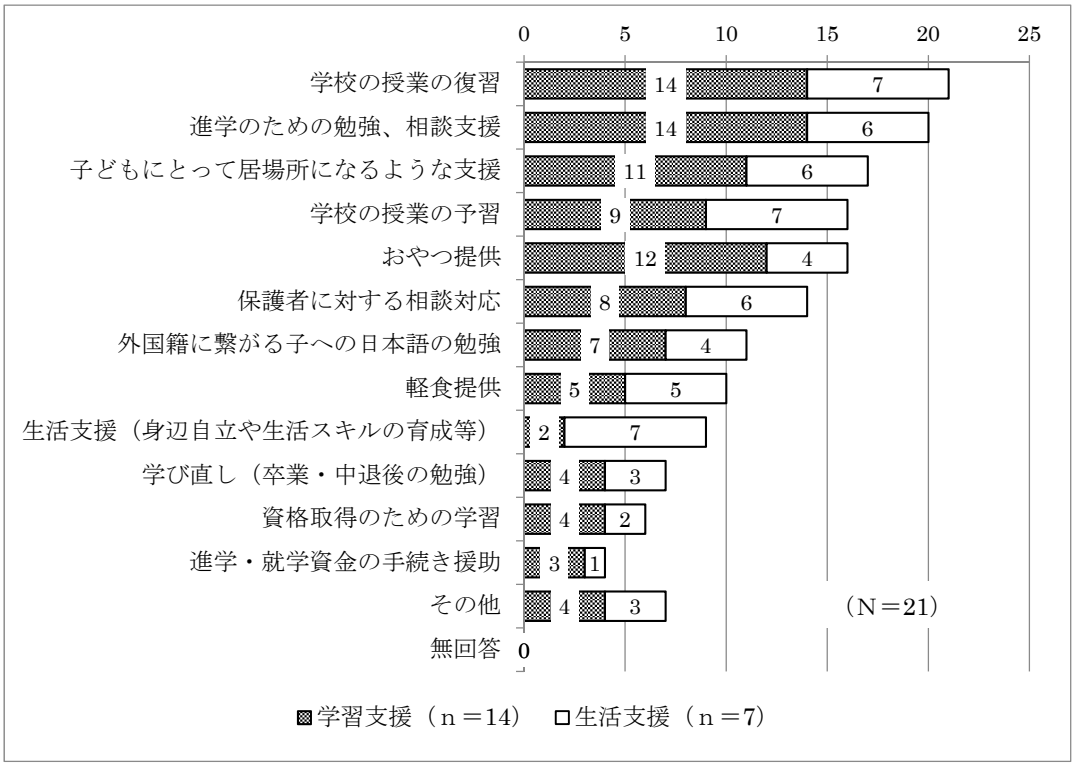

スタッフの発言から引用しよう。

「まず子どもに来てもらうことが何より大事なので、学習ありきではないやり方でやっている。」「ほっとできる環境であることが大切なので、雰囲気づくりには気を付けている。」「大学生スタッフ同士の和やかな関係、コーディネーターと大学生スタッフとの関係などとの信頼関係で結ばれていることが大切。」「子どもたちが安心・安全な場であると感じ、そこにいるすべての人と交わりが持てるように、いろいろな支援者と１対１で学習を進めている。」

アンケートの自由記述欄からいくつか抜き出そう。

「子どもたちの事情は複雑なので、安心できる場だということを感じてもらわなければ勉強をしてくれない。」「子どもにとって、受け入れてもらえることが重要。」
「生徒たちの居場所になってもらうために、まずは生徒達との関係性づくりを非常に‥‥大切にしています。」「学習に入る前に生徒との対話の時間を大切にしてもらって、『今日はどうだった？』とか、疲れていたら『今日はどうしたの？』とか『お家で何かあった？』とかそういうところの声かけから、生徒の不安に思っていることとか、ちょっと悩んでいることとかを引き出すことが出来るので、やっぱりそういう時間を大切にしてこの場所を居場所となるようにしております。」

困難を抱える子どもの場合、家庭や学校が居場所となっていないことも多い。そのような子どもにとっては、寄り添い型の学習・生活支援の場が唯一の居場所である。居場所になるよう工夫しているという声をさらに掲げよう。

「生徒たちの居場所となるような空間づくり。あまり勉強という固い雰囲気にならないように机の配置や雰囲気に気を付けています。」「強制的に学習させるとかではなく、生徒自身の学びたい意欲を育むことを中心とした支援を行っております。まずは安心できる居場所としての機能を確保し、子どもたちに寄り添いながら、声掛けなどを行っております。」「利用者にとって、『楽しい』あるいは『行くと得られるものがある』、そんな場所でありたいと思って取り組んでいます。」

子どもたちが通ってくれなければ、支援のしようもない。居場所づくりに取り組んだ結果、楽しく通ってくれる、意欲的に通ってくれるようになったというコメントを抜粋する。

「『ここに通う前は毎日がつまんなかったけど、ここに来るようになって、なんか毎日楽しい』と話す言葉も聴く。」「定期的、継続的に学習支援に通ってきている。」「学校は休むが、学習支援には参加している。」「中 3 で高校受験を間近に控えた子にとっては（無料だけど）『塾に通う』ということが 1 つのモチベーションになっていたり、安定剤のようになっていたりもします。」「周囲にうちとけられない生徒が次第になじんで楽しそうに通ってくるようになった。」

イベントや遊びなどの学習以外の活動を通じて、居場所機能を強めようと試みている団体も多い。

「百人一首大会やスポーツ交流会など、学習以外の経験ができる機会を設けて、支援者と生徒との交流を通して、スタディサポートへ参加するきっかけ作りとしている。」「楽しく学習することを軸としながら、小学生は終了後、教室内でできる遊びであれば好きなことをすることが可能。」「学習支援終了後の『おにぎりタイム』で作り、大人と子ども、子どもどうしのコミュニケーションの場を日常的につくっている。」

ところで、大半の事業所が、おやつ・軽食を用意している。前掲図 1 のように、「おやつ提供」が 16 箇所、「軽食提供」が 10 箇所である。このうち、 7 箇所がおやつと軽食の両方に答えているので、おやつまたは軽食を提供するのは 19 箇所である。先に見たように、学習支援・生活支援要綱によれば、原則として利用料等を徴収できない。しかし、教材費・食材費等については実費相当分を利用者に支払いを求めることができる(第 14 条)。

食糧の寄付を受けているかを尋ねる質問への回答として、寄付を受けているという答えは 12 箇所であった。どこからの寄付かについて、記述欄をみると、地域住民、法人会員の

有志、地域の農家、区社会福祉協議会、セカンド・ハーベスト・ジャパン、労働者福祉協議会、ライオンズクラブなどである。

Ⅴ　寄り添い、話を聞いて意欲をひき出す

横浜市は、当初からこの事業に「寄り添い型」の語を付している。スタッフの間でも寄り添うことの重要性を指摘する声が多い。

> 「私自身学校でずっと勤めていて、子どもに関わってきたつもりではいたんですけども、この事業をやって初めて本当に一人ずつに寄り添ったっていう感じがします。」「全く目を合わせて話もできない、お母さんが居ないと部屋にも入れないという障害を持ったお嬢さんが来ていたんですが、その時にたまたま入ったばかりの女子大生が担当してくれましたら、その彼女はずっとその子に寄り添ってくれまして、何週間もかけてだんだん心を開いて、最後にはその人だけではなくて他の支援者とも話ができるようになりました。」

また、学習・生活支援の対象の子どもたちには、大人不信の子どもが少なくない。ほめられるよりもしかられたことの方が多いので、大人に警戒心を抱いている。そこで、まず、子どもの警戒心を解くことが必要である。子どもと会話を重ね、そして、子どもが意欲的になるのを待つ。希望者がお金を払って来る塾とは根本的に異なっているのである。

> 「学習支援では、生徒との信頼関係を築くことと、学習や進学への生徒自身のモチベーションが必須です。そのために、普段から会話をして生徒の日常をキャッチするように心がけています。」「子どもと向き合う時に大切にしていることは、一人ひとりと向き合ってそのままの子どもを認めること、言語化した気持ち、非言語の気持ちを受け止めること」「子どもはまず、自分が受け入れられるか、話ができる大人かを確かめる。」「2 時間ひたすら世間話で終わることは多い。」「エラぶってはダメ。教え込もうと思ってはダメ。」「ずっと横にいて何をやりたいかを探る。」

長期間不登校の子どもや、小学校段階で学ぶ基礎的な知識･技能さえ身についていない子どもが少なくない。週１～２日、1 回 2 時間程度の学習だけで学校の授業についていけるレベルにすることは非常に困難である。子どもが真に学力をつけていくためには、学ぶ意欲を喚起することが大切である。

> 「勉強をわかりやすく教えることは、二の次。その子の中から出てくるものをまつ方が早い。」「勉強して褒めて、やってみようかなという気にさせるのがはじまり。」「漢字が書けない小学校 4 年生の日本人の子ども。とにかくていねいに接して話をすることを続け、毎回少しずつ漢字の練習をすると、やってみようという気になり、話ができ漢字が書けるようにになった。」

勉強がわかり、できるようになると、自分から勉強に取り組みはじめる。生徒の学習意欲が高まるという効果を指摘する意見が多い。どんなときにスタッフはそれを感じるのだろうか。

「できなかった計算や漢字が書けるようになり、自分から勉強に取り組んでいる時。」「前回行ったことを覚えていて、プリントを見返しながら勉強している時。」「『勉強したい！』と自ら言ったとき。」「学校や先生に反感を抱き続けて文房具さえも持ったことがなかった子が、中学3年になって利用を始めて学習に目覚め、高校進学後も将来を見据えてバイト、部活動、勉強に頑張っています。」「入試の直前になって‥‥『取れそうな問題だけやったらいいんじゃないの？』って、ついつい大人の知恵で言うと、『でもこれも知りたい、わかりたい』っていうことにこだわるようになった子がいて、とても嬉しく思いました。」

宿題などを提出できるようになる生徒もいる。

「学習支援事業を利用して初めて、宿題を提出したという生徒がいました。提出物を出したおかげで成績が上がり、効果を実感することができました。」「継続的に学習する習慣を身につけたことにより、提出物の提出率や学期テストの点数が向上し、成績が上がった。」

学習習慣・生活習慣が身についたという指摘も多い。

「家庭学習が定着し始めている。」「保護者・学校から、学習習慣、生活態度の変化について感謝された。」「ふだんから学習意欲が低く、継続的に学習することをしなかった生徒が、継続的に学習する習慣を身につけたことにより、提出物の提出率や学期テストの点数が向上し、成績が上がった。」

子ども同士の交流だけでなく、大学生や様々な大人ともふれあう機会を持てる場所である。

「子どもたちにとってふだんふれあう機会のない大人たちとふれあえるのがよい。」「大人との関わり、社会との関わりが増えて、夢が少し持てるようになった。」

不登校の子どもの中に、学習・生活支援の場ならば通えるこどもがいる。そして、そのうちに学校に行けるようになったというケースもある。

「小学校から不登校であった子が、利用する中であり方・生き方を考えるようになり

高校へ進学したいと自ら望むようになり、進学後には毎日登校して、生き生きとアルバイトやボランティア活動にも積極的に携わっています。」「不登校でずっと中学校にも行っていないというお子さんが‥‥‥私達と関わっていくなかで、目を見て話せるようになったとか、ちょっとでも文字が書けるようになった。」

なお、前掲**図 1** が示すように、「外国に繋がる子への日本語の勉強」に取り組む事業所が 11 あることが注目される。

Ⅵ　望まれる支援者とは

アンケートでは、事業を実施する上での課題を、選択肢の中から回答してもらった。その結果は「支援者の確保」が最も多く 18、「支援者の質の向上」が 15、次いで「家庭へのアプローチ」12、「事業費用」10 の順であった。「学校との連携」が 8 にのぼった（図 2）。学習支援要綱は「学習支援の支援スタッフ（学習アシスタント）」について、利用生徒 2 名に対し支援スタッフ 1 名を置くこととなっている（第 9 条第 1 項第 3 号）。また、支援スタッフには「原則として大学生又は地域のボランティアを活用すること」（第 9 条第 3 項）と定めている。

課題として「支援者の確保」「支援者の質向上」をあげた事業所数は、前回つまり 2016 年 1 月のアンケートではそれぞれ 13 と 12 であったのに対し、翌年 1 月になると 18 と 15 にのぼっている。学習支援の場が増えている中、学生ボランティアの確保が困難になってきている。

図 2　事業を実施する上での課題（複数回答）　　2017 年 1 月 31 日現在

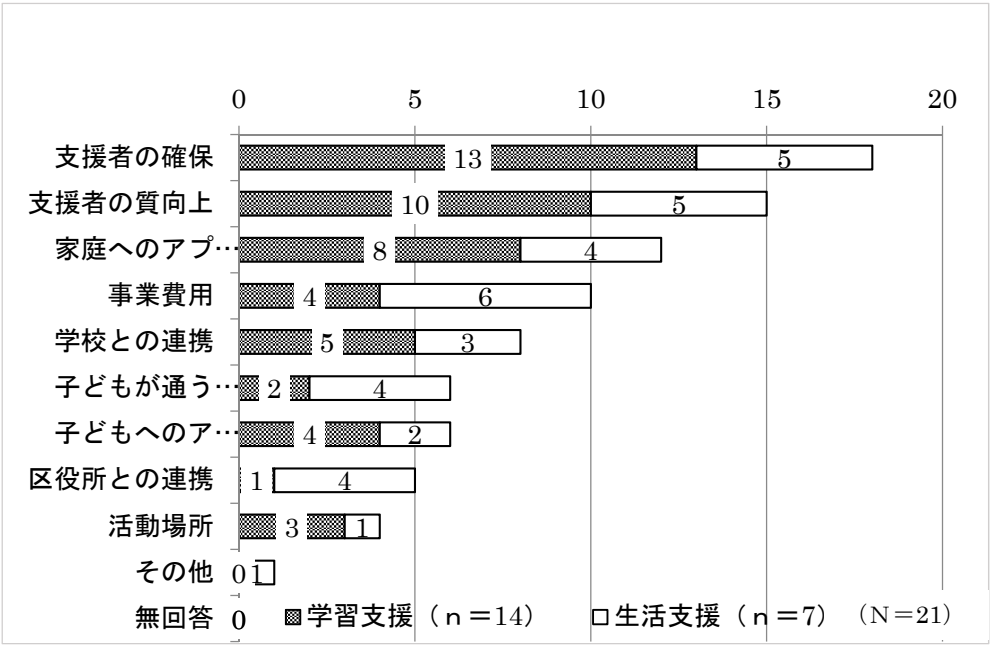

また、近年、世帯所得が減少しているのに、大学の学費は上がっている。多くの学生が

アルバイトに追われている。奨学金を借りる学生は、全大学生の 50%をこえた。

「大学生が年々忙しくなっているように見える。支援者の確保は常に気を抜けない課題」「ボランティア支援者は年配の方が大半を占めているので、学生支援者確保を 4 月までに行いたい。」

学生ボランティアの役割はとても重要である。無償では学生ボランティアを確保しにくい実情がある。他方、別の観点から、学生に責任を持たせるために有償としているという意見があった。

「最低限でもアルバイトとして雇用関係を結んで、振り返りの時間も労働時間として確保する。また、子どもと安定したかかわりを持つためにはボランティアではなく、アルバイトとす　べき。」「アルバイトは使わないが、有償ボランティアとしているのは責任を持たせるため。」

また、近年、世帯所得が減少しているのに、大学の学費は上がっている。多くの学生がアルバイトに追われている。奨学金を借りる学生は、全大学生の 50%をこえた。

「大学生が年々忙しくなっているように見える。支援者の確保は常に気を抜けない課題」「ボランティア支援者は年配の方が大半を占めているので、学生支援者確保を 4 月までに行いたい」

学生ボランティアの役割はとても重要である。無償では学生ボランティアを確保しにくい実情がある。他方、別の観点から、学生に責任を持たせるために有償としているという意見があった。

「最低限でもアルバイトとして雇用関係を結んで、振り返りの時間も労働時間として確保する。また、子どもと安定したかかわりを持つためにはボランティアではなく、アルバイトとすべき。」「アルバイトは使わないが、有償ボランティアとしているのは責任を持たせるため」

また、近年、世帯所得が減少しているのに、大学の学費は上がっている。多くの学生がアルバイトに追われている。奨学金を借りる学生は、全大学生の 50%をこえた。

「大学生が年々忙しくなっているように見える。支援者の確保は常に気を抜けない課題」「ボランティア支援者は年配の方が大半を占めているので、学生支援者確保を 4 月までに行いたい」

学生ボランティアの役割はとても重要である。無償では学生ボランティアを確保しにくい実情がある。他方、別の観点から、学生に責任を持たせるために有償としているという意見があった。

「最低限でもアルバイトとして雇用関係を結んで、振り返りの時間も労働時間として確保する。また、子どもと安定したかかわりを持つためにはボランティアではなく、アルバイトとすべき。」「アルバイトは使わないが、有償ボランティアとしているのは責任を持たせるため。」

大学生は、子どもと関わった経験が全くない場合でも成長が早いという意見を誰もが口にした。大人の支援者に比べて柔軟性も高い。

「若い学生は柔軟なので、向上は早い。」「学生はおじさんおばさんに比べて柔軟。」

学習・生活支援の経験は、大学生自身の成長になる。

「大学生の中には教員志望、福祉に関心のある学生が多い。自分が育ってきた環境とは違ういろいろな家庭があること、能率よく教えるだけではないことに気づく。」「大学生自身がここに来て成長できたといってくれた。」「学生が当たり前だと思っていたことがそうではないことに気づく。」「勉強するのが当たり前だと思っていたが、改めて考え直す。」

では、どのような支援者が望ましいのか。支援者に求められる力量は何であろうか。学習・生活支援事業であるが、学習指導の力を求める意見はほとんどない。求められるのはむしろ、すでに見たように、子ども一人一人に応じて、子どもに合わせて寄り添っていく力である。

「勉強は二の次でよい」「学習指導が上手な人だけではダメ。」「スタッフは、教える力ではなく、一人ひとりによりそう力。」「その子に必要なものが何かを知る力。「何に困っているのかを知る。」「子どもに合わせることができるかが重要。」「子どもの話を聞ければスキルは後からついてくる。」

ひとつの理想の支援者像を求めるのではなく、いろいろな子どもがいるのだから、学生も多様であってよい。マッチングの問題だという意見が多い。

「個別指導が主になるが、担当者の組み合わせの工夫によってよい効果がでる。」「いろいろな学生がいることがよい。」「いろいろなタイプの学生がいた方がよい。」「組み合わせが重要」「マッチングの問題。」

振り返りが支援者の向上に結びつくという意見がある。

「毎回振り返りに 1 時間くらい取る。その積み重ねが力量の向上になる。」「振り返りの時間を取る。」

学習指導の力量向上を求める意見はなかったが、発達障害についての知識を求める声はあった。

「発達障害への対応スキルの向上」「発達障害の子どもや、子どもの親が発達障害の場合も、適切に対応するには知識が必要。」

Ⅶ 家庭、学校との関わり方

「家庭へのアプローチ」を 12 事業所、「学校との連携」を 8 箇所が、事業を実施する上での課題と回答した。家庭や学校と連携を取ることが一般的には望ましい。ただし、学習・生活支援の子どもたちの家庭は、大半が困難を抱えている。ふつう塾に子どもを通わせることのできる家庭は、一定の経済力があり、ある程度教育熱心な家庭である。しかし寄り添い型学習・生活支援にはそれは基本的にあてはまらない。

家庭と連携しようにも、電話料金滞納や言葉の問題で、そもそも連絡が困難な家庭もある。

「生活保護家庭の場合、電話料金滞納で電話がつながらない時期がある。」「母子家庭で働いている親が多いので、連絡がつかない場合がある。」「家に行ってもいない場合も多い。」「外国につながる子どもの親が多い。日本語ができない親御さんが多い。」

子どもの学習に無関心の家庭もある。

「家庭で勉強しろというような親御さんではない。」「高校進学に無関心な親御さんもいる。」「親が学習等支援に行くよう働きかけないと子どもが来てくれない。」

連携の困難な家庭とは、多様な支援の必要な家庭である。子どもだけでなく、家族への支援が必要なケースが見られる。

「問題を抱えている家庭の子どもが多いので、家庭との連携は困難。」「アルコール依存の親と連携を取るといっても困難。」「大人の注意を聞けない保護者。」「連携できるような家庭ではない。」「母親が不安定の場合は、連携というより聞き役に徹する。」「子どもを見ると親にも支援が必要と思われるケースが多い。」

学校との連携はどうだろうか。学習等支援を行っている学区の学校との連携が比較的とれているとの声が多い。近隣の学校にあいさつに行っている事業所がある。

「区の教育支援専門員と一緒に毎年春に学校訪問している。」「全中学校と学校教育事務所にあいさつに行き、各家庭と連絡できるようにしている。」

学校との連絡ノートを使っているところもある。

「学校との間で『連絡ノート』を使って連携のとれているところとそうでないところがある。」

教育支援専門員(横浜市内の各区に置かれる嘱託職員で、生活保護を受給する世帯への教育および福祉に関する支援を行う)を通じて、学校との連携を行っているところもある。

「教育相談員が学校連携のために奔走してくれている。」「学校との連携は、直接ではなく教育支援専門員を通じてのみ行っている。」

校長がかわると連携関係が変化したり、担任の教員などにより異なるとの意見があった。

「各校長の指針で、直接、担任や専任と繋がれる場合と、間に教育相談員が入らないとならない場合がある。」「担任や校長がかわると急に連携関係がかわることがある。方針が変わることがある。」「校長が替わるたびに、学校の対応がかわるので、そのたびに事業の説明をしている。」「先生にもよる。うまく連携できる先生とそうでない先生がいる。」

区役所の担当の管理職が変わる場合も同様のことが起こることがある。

「区役所の担当管理職の事業に対する動機が影響を与えます。管理職が変わることによりケースワーカーさんの士気や対応が変わり、風通し（役所、学校、関係機関、事業請負者との連携）に変化があります」

学習・生活支援事業を校長会で知ってもらうことで、学校の協力を得やすくなったというケースもある。

「学習等支援事業を知らない学校がある。とくに離れた学区の場合。」「校長会でこの事業について認知が進んで、どの中学校でもこの事業に協力することになり、生徒指導専任教諭や担任や養護教諭と連携している。」

Ⅷ　一人ひとりにきめ細かな個別の対応

子どもはそれぞれ異なる。貧困家庭の抱える困難は様々である。前に見たように、担当する大学生やスタッフとの相性が大切である。学習面に着目しても、子どもたちの学ぶ意欲は一般に低く、低いながらも学力のレベルは様々なので、学校や塾のような一斉授業は不可能である。学習面だけでなく子どもの行動や生活に注目して、一人ひとりの事情や特性に応じたきめ細かな個別対応が必要である。

「生活支援、学習支援の両面において、1 人ひとりの課題抽出を行っている。」「 その子どもにあった個別支援計画書を作成してスタッフ間で共有している。」「スムーズに前回の学習の続きができるように、一人ひとりの支援記録票をつけている。」「個々の状況に合わせて、学校の予習・復習、提出物、テスト対策を行う。勉強することにまだ向き合えない子どもには、まず、1 教科を集中して頑張ってみる、手ごたえを感じると、もう 1 教科トライする。」「生徒たち一人一人が集中して、学習できるように部屋の環境を整えたり、生徒と支援者との相性を考慮しながら、組み合わせを考えたりしている。」「子どもからの個別の相談の時間を設けている。」

一人ひとりに対応するために、行政の担当部局との連携によって、家庭・子どもの実情を把握するという回答があった。

「家庭環境や発達に課題を抱える利用者も少なくありませんので、こども家庭支援課・生活支援課との連携を密にして、ひとり一人に応じた接し方をして指導をするように努めています。」「行政側との協力・連携を密に取り、できるだけ個々の利用対象者の実情に寄り添った学習支援を行っていく。」

ふつう子どもの成長のために関連機関の間の連携が望ましいとされる。しかし学習・生活支援の場合、さきに見たように、家庭が困難を抱えていて連携が難しい場合が多い。保護者（親）への支援が必要なケースも多い。また、子どもと教師との間で信頼関係がつくられていない場合は、学校との連携には時期と配慮が必要である。そこで、一律に家庭と連携した方がよいというわけではなく、個別に判断しなければならない。子どもそれぞれの事情を踏まえて行う必要がある。子どもの希望や意見を聞いて、それを尊重してすすめることが求められる。

「学校から逃げてきている子ども、親から逃げてきている子どもの場合、親や学校と連携すると逃げ場がなくなる場合がある。」「学校も家庭も居場所でない子どもに、家庭や学校との連携を取るのは逆効果」「どちらの側にたつのか。子どもの側に立ち、学校と対立すべき時もある。」「子どもへの対応について、家庭や学校とで意見が一致するとは限らない。」「学校での子どもたちの関係性をできる限り持ち込まない工夫」「ケースバイケース」

まとめ

以上、寄り添い型学習・生活支援事業について、委託を受けている団体のアンケートの回答と、研究会でのスタッフの意見を整理･紹介してきた。その概要は冒頭にも記したが、最後にまとめを行いたい。

学習・生活支援事業の対象は、経済的困窮の家庭の子どもたちである。一般に貧困家庭の子どもたちには、以下のような社会的排除につながる潜在的リスクを抱えているケースが少なくないといわれる。

勉強が好きでない。勉強ができない。
自信がない。
自己肯定感が低い。
大人に対する不信感が強い。
ひとり親家庭、とりわけ母子家庭が多い。
病気などの親に代わって過重な家事を負担している。
不登校傾向にある。
発達障害や情緒障害を抱えている。
十分な栄養が取れていない。
保護者（親）が就労で忙しい、健康を害している。
保護者（親）が子どもの教育への関心が薄い。
外国につながる子どもたちの課題。

これらのリスクの軽減または解消のための支援を行って、社会的排除を防ぐことが求められる。学習・生活支援事業が、リスクを抱える子どもたちと毎週継続的に交流できる機会を提供したことの意義は極めて大きい。

困難を抱える子どもたちの学力向上や高校進学を果たすには、塾と同じやり方では不可能である。学習塾はある程度の学習意欲を持つ子どもたちで、保護者（親）が塾代を払ってくる場所である。学習・生活支援の場合は、子どもの学習意欲が低く、親も教育に関心が薄いケースがめずらしくない。学習支援以前の問題として、学習・生活支援の場を子どもたちにとっての居場所とすることが必要である。

そこで、学習・生活支援事業で支援を行うスタッフや大学生ボランティアに求められるのは、学習指導の力量よりも、子ども一人ひとりの話を聞き、子どもによりそう力である。

また、学習・生活支援事業に参加した子どもたちにとって、中学卒業・高校入学後も支援事業のスタッフ等の関係は貴重である。中学卒業・高校入学後も関係を継続できるような体制が必要である。

これまで見たように、学習支援のみを担当する場合であっても、学習も生活の一部であることを念頭に、学習意欲の低い一人ひとりの子どもに寄り添うことが必要である。そのためには、子どもにとって居場所と感じられる場所でなければならない。したがって、寄

り添い型学習・生活支援の運営法人は、居場所機能を持つ事業の運営実績を有する法人とすることが求められる。